

# 介助上乘せ 地域格差

## ALS審査請求

### 認定基準ばらばら

「介護保険優先原則」に伴い、介助サービス  
を十分受けられない障害者向けに、国は障害福  
祉サービスの向上も認めるが、判断はサービ  
スを提供する市町村任せ。九州でも自治体によ  
って「線引き」の基準が異なる。【一面書照】

読み  
解く

介護保険優先原則は20  
06年の障害者自立支援法  
(現障害者総合支援法)施  
行に伴って導入された。①

障害福祉サービス提供態勢  
の地域的偏りの地方自治体  
の障害福祉施策の財政悪化  
などを理由に、全国一律  
の介護保険に基づいてサー  
ビスを提供するとの趣旨だ  
が、要介護度によってサー  
ビスが制限される人も多  
く、無料でサービスを受け  
られた低収入の障害者も一  
定の年齢に達すると「割合  
拒を強いられることになっ  
た。

九州主要市の障害福祉サービスの上乗せ対象者

福岡市	原州要介護5
北九州市	要介護度は不問、その人の状況から判断
久留米市	要介護度は不問、その人の状況から判断
佐賀市	要介護度は不問、その人の状況から判断
長崎市	要介護5で全身性障害がある人、 進行性神経筋疾患がある人は要介護4も
熊本市	要介護度は不問、その人の状況から判断
大分市	要介護5で全身性障害がある人
宮崎市	要介護4か要介護5
鹿児島市	要介護5で全身性障害がある人

要介護度を条件から外し、  
あくまで本人の状況によっ  
て判断するという。  
熊本市は計52人の上乗せ  
を認めている(昨年5月末  
現在)。要介護5が最多の  
27人を占めるが、最も多い  
要支援1の人もある。「筋  
萎縮性側索硬化症(ALS)  
患者は認知機能に問題がな  
い人が多く、どんなに身体  
機能が衰えても、要介護5  
の判定は出にくい。要介護  
度だけを条件にすると、必  
要なサービスを受けられな  
い人が出てくる」(障がい  
保健福祉課)ためだ。  
毎年、国に介護保険優先  
原則の撤廃を求めてきた日  
本ALS協会(東京)は「要

介護度にかかわらず、その  
人の生活に必要なであれば上  
乗せを認めるべきだ。障害  
の特性を理解していないの  
ではないか」と指摘する。  
脳性まひによる全身性障  
害がある「障害者の生活と  
権利を守る福岡県連絡協議  
会」の石松周会長(64)は、  
65歳になる直前の今年6月  
に介護保険の要介護認定を  
申請するよう福岡市から促  
されている。  
「障害は年齢を境に変わ  
るわけではない。なぜ負担  
が生じたり、サービスが減  
ったりするのか。年齢によ  
る差別と受け止められても  
仕方ない」と石松さんは訴  
える。



ALS患者の池田和生さんはひげそりもヘルパーに依頼した

福岡市東区

## ひげそりも、寝返りも、トイレも…ヘルパー必要

「介護保険優先原則」に  
よって福岡市が障害福祉サ  
ービスの上乗せ申請を却下  
したのは不当として、福岡  
県に審査請求した筋萎縮性  
側索硬化症(ALS)患者  
の池田和生さん(61)の願い  
はただ一つ。「自宅で普通  
に暮らしたい」だ。

池田さんの一日は、午前  
8時に自宅マンションを訪  
れる一人目のヘルパーに、  
体を起こしてもらったことか  
ら始まる。車いすへの移乗、  
顔拭き、ひげそり…。朝食  
のパンなどは手でつかんで  
口に運ぶが、食事の準備や

## 「家で暮らしたい」

片付け、飲み物を持つのも  
ヘルパーが頼りだ。  
2人目のヘルパーが来て  
くれるのは午後2時前後、  
3人目は同6時ごろ、4人  
目はベッドへの移動介助の  
ため、午後9時。医療保険  
61歳患者男性

## 線引き見直し訴え

を取り崩し、やりくりして  
いる。  
それでも夜間は一人。寝  
返りを打つことも、布団の  
かけ直しもできない。「介  
助者が居ればトイレにも行  
けるのに。おむつに頼らさ  
ざるを得ない」。担当のケア  
マネジャー、矢野美代子さ  
ん(57)はため息をつく。  
矢野さんが要介護4の枠  
内でサービス料を試算す  
ると、午後6時から翌午前  
8時まで介助者はゼロ。日  
中も4時間、一人の時間が  
できる。ALSと診断され  
る前の2012年5月に

体はあるのに」(下崎千加)